

岩崎 純一 著

『岩崎純一全集』 第三十五卷 「社会科学（一の五）」

社会、国民生活（二）

犯罪、事件

編纂、監修

岩崎純一学術研究所『岩崎純一全集』編纂局

巻頭言

本巻は、『岩崎純一全集』の第三十五巻を成し、岩崎の言語の著作のうち、犯罪、事件に関する述作を収める。

目次

巻頭言

第一編 〇歳～十九歳

第二編 二十歳～二十九歳

第一部 人の命についての雑感（その二）「凶悪事件について」

第三編 三十歳～三十九歳

第一部 佐世保女子高生殺害事件についての私見・「人は、人になったヒトである」ことをとらえ損ね続ける日本の

「親切的な」精神鑑定の現状・

第一章 佐世保女子高生殺害事件についての私見・「人は、人になったヒトである」ことをとらえ損ね続ける日

本の「親切的な」精神鑑定の現状(一)・

第二章 佐世保女子高生殺害事件についての私見・「人は、人になったヒトである」ことをとらえ損ね続ける日

本の「親切的な」精神鑑定の現状(二)・

第二部 違法薬物&暴力団&新宗教

第三部 【大麻取締法違反】高樹沙耶容疑者の逮捕と日本の共

感覚者・共感覚研究者界限

第四編 四十歳～四十九歳

第五編 五十歳～五十九歳

第六編 六十歳～六十九歳

第七編 七十歳以降

第八編 著作者の一部および著作権者が岩崎純一であるもの

第九編 著作権者が岩崎純一であるもの

第二編 二十歳〜二十九歳

第一部 人の命についての雑感（その二）「凶悪事件について」

二〇一二年二月二十七日 起筆、攔筆、公開

承前。

（二〇一八年七月十一日に追記…現在、その一〜その四を分野別に別巻に収録。）

■光市母子殺害事件について

凶悪犯罪の話題と言えば、先日、一九九九年四月に起きた「光市母子殺害事件」の被告の少年の死刑が確定した件が、記憶に新しい。私は一九八二年生まれで、私が高校二年生の時に起きた。犯人の少年は私より二つ上である。

この年の生まれの少年による凶悪犯罪には、神戸連続児童殺傷事件（酒鬼薔薇聖斗事件）（一九九七年）、西鉄バスジャック事件（二〇〇〇年）、宇治学習塾小六女児殺害事件（二〇〇五年）、土浦連続殺傷事件（二〇〇八年）、秋葉原通り魔事件（二〇〇八年）などがある。

り、これまでも凶悪犯が密集する生まれ年として報道されてきたが、今回、光市の事件について年が二つ違いの被告の死刑が確定したところ、今度は少し幅を広げて、凶悪犯が密集する世代と位置付けられて報道された。

そんな報道に違和感を覚えてきた私も、こうした凶悪犯罪が起きるたびに、思わず「ひよっとして、また自分と同じ年か、自分と何歳違いか」と真っ先に確認するのが習慣になってしまった。

それはさておき、光市の事件の遺族である本村洋氏の発言は、色々と印象に残っている。まずは何よりも、死刑判決が叶わなかった一審判決（無期懲役）後の「自らの手で犯人を殺す」旨の発言である。

これには、気持ちは分かるという意見もあれば、死刑廃止論者を中心に批判もあった。確かに、近年に家族を殺害された遺族の中で、自分の手で同じことをやり返したいという報復感情をあからさまにテレビ画面上で言葉にした人は、極めて珍しいと言える。

それが今では、法廷に入る時にも周囲の人々に深々と頭を下げ、非常に綺麗な日本語で話し、おまけに「前妻や我が子のような被害者が今後出ることのないように願っている」と付け加えるまでに至っておられる。いったい、我々男一匹にそういう心理・言動の変化が可能なものだろうか、感心すると共に、敬意の念を覚える。

ところで、生前・事件前の妻の私生活・私信・日記をご著書で赤裸々に公開した本村氏や出版社の行動には、当初から多くの批判的な世論があり、私も関心を持ってご著書を読みましたものだった。テレビでの本村氏ではなく、著書での本村氏を知っている人ほど、

批判的意見に傾いているようである。確かに、生前の知人関係を実名で書くなどの態度が、多くの読者や他の類似の事件の遺族を悲しませた面があるのかもしれない。

殺された前妻の私信などを「著書」という形で世に出すことを選んだ一方で、再婚にまで至ったこの一人の男性の心境がどういふものなのか、私もついに把握しきることができずに終わったが、それでもやはり、男性ならば同じ状況に置かれたときに本能的に発し得るかもしれない「自らの手で犯人を殺す」という発言は、純粹に人間論として考察する意義があると思う。

今回の記事では、本村氏の行動に対する批判は扱わず、この光市の事件を、ただ「人の命」や「人の心」について考えさせてくれたものとして語るに留めたいと思う。

#### ■戦後の凶悪強姦・殺人事件

昨今の少年・若年者による凶悪犯罪事件のうち、光市の事件と似たもので言えば、「女子高生コンクリート詰め殺人事件」（一九八八～八九九年）、「名古屋アベック殺人事件」（一九八八年）、「名古屋妊婦切り裂き殺人事件」（一九九八年）、「市川一家四人殺人事件」（一九九二年）、「大阪・愛知・岐阜連続リンチ殺人事件」（一九九四年）、「北九州監禁殺人事件」（二〇〇二年）などは、ごく普通の男性・人間ならば、報復感情なしに耐えきけることは難しい内容であろうと思

えるくらいである。

これらの事件は、あまりにも凄惨であるため、テレビで扱われるとしても、小さな番組の隅のほうで扱われるし、地上波民放ではほとんど扱われない事件だが、今回再び「光市母子殺害事件」が話題となったことで、関連付けてこれらの事件の存在を改めて発言した著名な学識者たちがいたことには、少なからず感心させられた。

（とは言え、これらの事件も完全に風化していたわけではなく、例えばコンクリート詰め事件に関しても、若い芸能人をキャストとする映画『コンクリート』が公開されており、私も見たことがある。）

もちろん、だからと言って、光市の事件がコンクリート詰め事件よりも凄惨でなかったなどという単純な比較の話にはならないと思うし、これを機に、過去の多くの凄惨な事件をあえて表に出して、我々国民一人一人が意識して自分の意見を持っておくのも良いのではないかと思う。

皮肉なことに、これらの事件は全て、被害者数、殺害に至るまでの強姦・虐待・監禁日数などが光市の事件の場合を圧倒的に凌駕していた事件であるが、犯行時の犯人の年齢が十八歳未満であったために、死刑判決が出ず、すでに犯人が出所を終えている事件もあるし、未解決事件もある。

#### ■犯罪の凶悪性の心理的な定義も時代により変遷

前回の記事とも関連するが、実際には、「我が子殺し」事件、強姦事件、虐待事件、家庭内暴力事件、殺人事件などのいずれもが、戦前のほうが多かった。今とは家族形態や生計を立てる手段が全く異なっていた（大家族、狩猟、ムラ社会的共同体など）ために、例えば、ある村の一ケタの年齢の女児や十代の女性たちを連続強姦した事件、女性を強姦したのちに猟銃で射殺したり井戸に放り込んだり火あぶりにした事件、近所の子どもを殺して回った事件、村どうしの見栄の張り合いのために相互の村の女性を強姦競争した事件、決闘事件など、今では考えられないタイプの事件が存在した。

また、明治から戦前にかけて、今と違って多かったのは、小中学生の男児による幼女・若年女性への強姦・強殺事件であった。しかも、これについて善いとか悪いといった判断や意識自体が、地方の庶民層にはあまり存在していなかったようである。

我々が今用いている近代用語・概念としての「殺人」や、「ばれないうように遺体を隠す」という発想自体が自我意識に生じていなかった庶民が、まだ無数にいた時代だからではないかと思う。

ちなみに、近年は、『戦前の少年犯罪』（管賀江留郎、築地書館、二〇〇七）のように、統計的には正しいデータが積極的に掲載される本は増えたものの、それはあくまでも統計データであって、それを文化人類学・民俗学・哲学などの視点から考察している人は少ないようである。

私としては、「戦後の日本のほうが犯罪が減って良かった」という解釈はよろしくないだろう、と考えている。

前回の（その一）で書いたように、「かつては人間の命の価値を動植物の命や自然風物の価値と同等に見ていた」という現実の分だけ、凶悪性を差し引く必要があると思う。さらに、「庶民一般レベルで近代的な善悪の意識が芽生えていない前近代社会・近代の黎明期の社会における犯罪は、当事者である庶民たちにとって凶悪でも非凶悪でもあり得ない」という我々人間の認識・認知上の命題をも差し引かなければならない。

そのような「ものの見方」こそ、真に客観的な観点なのではなからうか。

ともかく、戦前・近世の日本のような時代と社会においては、被害者側も加害者側の時代意識に呼応する、つまり、「やり返し方、報復の仕方」も、前近現代性を帯びるしかないわけである。だから、「自らの手で殺し返す」報復方法も普通にあつたし、このような「報復的美徳」を「普遍的に間違いである」とすることはできないというのが私の意見である。

それと同じく、例えばイスラム社会の一部に残る「名誉の殺人」などを、何の思慮もなしに頭ごなしに「普遍的に人間として誤った行為である」と解釈することもおそらく危険であり、そのように解釈した時点で、その我々の自我意識もまた一つの民族的・宗教的・学術的立場に立っている、と私は考えている。

私も、この「名誉の殺人」には強い嫌悪感を覚えるし、目の前で起きたら全力で止めようとするが、その理由については「私が断固としてそういう感じ方や考え方をする人間だから」としか思ってお

らず、「名誉の殺人が普遍的に人間として誤った行為であるから」などとは思っていない。

かつては日本にも、「強姦された妻を殺害しない夫を死刑とする」などの密懐法規定があり、このような規定は武家の家訓に非常に多く見られたが、これを「女性の人権侵害かそうでないか」と議論する我々自身がすでに、別の文化圏の人々やかつての日本人から見れば、偏向した「宗教者」であるということに十分に意識する必要があると思う。

強姦・殺人・児童虐待事件は戦前のほうが多いのも現実である上に、それに対する前近代的報復が多いのも、また戦前だということ。戦前であれば、もし妻や娘や姉が今回の光市のような被害を受けた場合には、夫や父や弟は猟銃を持ち出し、撃ち殺して報復することも、ごく普通であった。普通すぎて、今では一面記事になるようなことが、当時はベタ記事にしかなくなっていない。

前近現代的性格を持った日本の犯罪に、いきなり近現代西洋的法治主義による裁きをかぶせたらどうということになるか、それは明治・大正時代の新聞や記録が物語っている。いつ爆発するか分からぬ抑圧された個人的な報復感情ばかりが密かにひしめく社会が形成されるわけである。

そういえば、今や尊属殺人罪が残る先進国も、フランスくらいしかなくなっている。

■極端な優しさは極端な報復感情に似ている

さて、前置きが長すぎたが、本題に入る。私は独身者であるが、もし既婚者として本村さんと同じ目に遭ったとしたならば、十年後でも百年後でも、初期段階の本村さんのように「自らの手で殺す」と言って回っていきそうな人間だという気がする。私などは、本村さんの「物事の耐え抜き方」から学ぶべきなのだろうと思う。

私は、このブログ・サイトを始めて以来、鬱病者・自閉症者・解離性障害者・統合失調症者・PTSD 罹患者などに出会い、「全くの赤の他人」から「友人・知人関係」となった方々も多いが、その中でも今でも解決していない問題というのがある。もちろん、本村さんのようなケースとはレベルの違う小さな悩みで、実に申し訳ない気分だが。

それは、「自閉症児に不当な暴言・暴力を加えた親や教師に対して、それを知った第三者が似たようなことをやり返すことは、不当か」、あるいは、「登校拒否に陥った我が子を虐待する親に対して、それを知った第三者が制裁を加えることは、善行であるか」あるいは、「鬱病のために仕事に來られなくなった部下を罵倒した上司を、それを知った第三者が罵倒することは、人として正しいか」、そういった問題である。つまりは、苦しんでいる人を救うためのいわば「代理報復」は許されるか、ということである。

特に精神障害者との出会いについては、その方々が自分で精神障害に陥ったのではなく、その精神障害に至らしめた加害者がいる限

り、その加害者の姿が私の脳裏に付いて回ることがあるわけである。これは、人との闘いというよりは、自分の正義感との闘いかもしれないが。

本村さんは、「自分の愛する妻、自分の愛する我が子が殺された場合に犯人を殺すことは、正しいことであるか、妻や子のためになるか」という究極の大問題を提起した。私の対処法はいつまで経っても、本村さんの初期段階の「自らの手による報復発言」と同じままではないかと、年々冷静さを取り戻してゆく本村さんを拝見していて、ハッとさせられてきた。

鬱や解離性障害を患った人には、実に優しい人が多く、稀に見る人格者であると言つてよいと思えるケースもあり、「やられたら、やり返そう」と考えない人も多い。ただし、やり返さないうちに命に関わるような大ケガでもしたら、自分も「命」というものを大切に扱っていない人間、自分に対する虐待を放置している人間、つまり加害者と同じ次元の人間ではないかという、かえって滑稽な問題になってくる。誠に歯がゆいものである。

私としては、そのような滑稽な事態に陥らない程度に、自分が守りたい自閉症児や解離性障害者などのために、一番適切な方法を考へて行動しているつもりではある。

■優しさや思いやりとは何か

「どうしてあなたは周りの子よりも頭が悪く生まれてきたのよ！」と親にひっぱたかれた発達障害児と出会った私が、およそ二十歳差の友だちでもあるその子を暴言から防衛するために、ある程度厳しい反論（言葉による親への叱責）に打って出たことは、不当であるかどうか。私がブログを始めてからずっと考えていることは、ともかく、こんなことである。子どもを殺した親には出会ったことはないが、もうそろそろ子どもを殺すのではないかと感じられる親は、私の周りにいる。

私は、死刑に関しては、非常に前近代的な意識から抜けられておらず、「自死刑創設論者」かつ「仮釈放なき無期懲役刑導入論者」かつ「死刑執行方法の選択論者」（処刑ボタンを刑務官が押すか、遺族自らが押すか、死刑囚自らが押す自死刑とするかを、遺族が選択できる。ただし、罪刑法定主義の範囲内で規定する）だと言えるが、その考え方の裏には、誤解を恐れずに言えば、「人間の本性、男性の本性（人への優しさや思いやりから来る真の報復の美德）が法を越えることまでもが許されなくなった今の時代」への寂寥感のようなものがあるのかもしれないと思う。

今のところは、我々日本人の誰もが、本村氏のような目に遭った時には、「自らの手でやり返す」以外の方法で人生を耐え抜かなければならないように、法律や社会通念ができています。

「自らの手でやり返す」という結論が、実は人間の心理・日本人の犯罪心理を常人よりも緻密に分析した結果として自分の胸の内に導かれた知的な結論であったとしても、それは常人から見れば「感

情論」だということになるのが関の山であるところが、今の日本の法体系のむなしさであると思う。

それを考えると、いかに日本の「切腹刑」（鎌倉武士の自死としての切腹が、江戸時代の死罪としての切腹刑に採用されたもの）が、日本の犯罪、日本人の心理に適合したものであったかということ、私としては思うのである。私は個人的に、江戸時代の刑罰体系や明治帝国憲法下の刑罰体系は、今の少年法などよりも現実の社会に適合し、庶民の心に寄り添っていたと感じている。

私が身勝手に実現を妄想している「自死刑創設（事実上の切腹介錯刑）」などというものは今後もあり得ないので、考慮する余地もないとは思うのだが、それはともかく、そもそも「日本人の犯罪心理」と「死刑の是非の議論」とは相容れないところがあることを知っておくことは大切だと思う。

永山則夫のような男が一人現れただけで、死刑判決が出たり無期懲役判決が出たり、ブレてしまうのが、戦後日本の法体系（というより、日本人全般の自我意識・外界認識システムの構造）なのだと言えると思う。

もし本当に、妻や娘や恋人を殺され、犯人に対し報復殺人をおこなって、しかも「私なりの考えがあつて行動した」と発言し、法律家や犯罪心理学者などと遜色ない知性を持っているような遺族の男が、今後日本に現れたら、今の日本の法体系はどういう対処をするのだろうか。興味深いところである。

余談だが、本日、日弁連が首相や法相に対して死刑廃止検討の要

請をおこなったようである。

### 第三編 三十歳〜三十九歳

#### 第一部 佐世保女子高生殺害事件についての私見 ・「人は、人

になったヒトである」ことをとらえ損ね続ける日本の

「親切的な」精神鑑定の現状・

#### 第一章 佐世保女子高生殺害事件についての私見 ・「人は、

人になったヒトである」ことをとらえ損ね続ける日本

の「親切的な」精神鑑定の現状（一）

二〇一四年八月八日 起筆、攔筆、公開

#### 目次

#### （一）

■世論と精神病理学界の苦悩と迷走、皮肉にもまた始まる

■ヒトとそれ以外の動物、生体と死体の区別が付かない既知の精神

#### 障害

■類似の事件についての精神医学界・弁護側と検察・司法の見解の齟齬、および発達障害者の犯罪率の低さ

#### （二）



■「我、ヒトに属す」というヒトのプロトアイデンティティ

■日本の精神鑑定の親切さの問題点

■参考文献

■世論と精神病理学界の苦悩と迷走、皮肉にもまた始まる

今回の佐世保の事件は、あまりに原理的な問題を孕んでいるし、各精神科医がテレビで発言している内容も様々であるので、ブログに書いてみたいことはあったものの、まだ迂闊に突っ込みすぎた話を書くわけにはいかないという気がしていた。

加害少女を診ていた精神科医は、少女について「人を殺しかねない」と児童相談所に相談し、父親にも少女の入院を勧めるほどの千里眼を持っていたようである。まだ人を殺してもいない少女を、「人を殺すかもしれない人」扱いとすることは、余程のことがない限り考えられないことであるが、精神科医としての一大決心であったのだろうと思う。

ところが一方で、事件後、数人の精神科医がこの少女に対して「発達・学習の遅れ」・「発達障害」をメディアで指摘した。こういったことについて、国民一人一人が自分なりの見解を持つことはむしろ重要なことだと思うし、私自身もこれについてどう思うか、事件以来いくつか書いておいた見解を、（あくまでも素人なりに書ける範疇だが）ここに載せておきたいと思う。

何よりもまず、我々国民がテレビだけを見ていて分かるのは被害少女の個人情報ばかりで、つまりは被害少女への国民の好奇の目を誘おうとする偏った情報ばかりであり、一方でネット上では、すでに多くの有志の国民の手によって、加害少女の実名・写真などが皮肉にも被害少女のそれらとほぼ平等に出回っているが、その件は今も横に置くとする。

世論の大勢（私を含む）が持っていたような楽観的な想定、つまりは「少女が慕っていた実母の死の直後に、父親が不登校の少女の面倒も見ず再婚を急いだことに対する、少女の不満や寂しさ」が事件の主要動機であると想定は、相当に綻びを見せてきたようである。父親の再婚は少女の一人暮らしの開始後であったこと、以前から友人の給食に漂白剤を入れたり動物を殺害したりしていたこと、慕っていたはずの実母をも殺害しようと計画していたこと、あらゆる新事実が、この事件が「純粋殺人（Pure murder）」や「快楽殺人（Lust murder）」であったことを示唆し始めている。

かろうじて、「加害少女のクラスの中で、この少女だけが一人暮らしであった。家系は近隣随一の名家であった」という特殊な事実だけが、「やはり家庭環境の問題、父親の少女に対する態度の問題も、まだ捨てきれない」という、少年法の精神の延長にある、世論による少女への同情の正当性を担保しているようである。

■ヒトとそれ以外の動物、生体と死体の区別が付かない既知の精神

障害

統合失調症の破瓜型や、最近では単極性障害の下位分類に押し込められているきらいのあるコタール症候群や妄想性人物誤認症候群（解説：<http://iwasakijunichi.net/seishin/cotard.html>）では、例えば、妻がキッチンで魚を調理している際に、夫がそれをヒトを解体しているものと思ひ込み、妻を悪魔か化け物と信じ、叫びながら止めに入るなどの行動をとるようになり、そのうち自分がヒトという動物種に属するのかが魚という動物種に属するのかわからなくなり、そのまま緊急入院したというケースがある。ヒトと魚とが、同じ「有機体」、「生物」であることは認識できても、ヒトたる自分とその他の動物の区別がつかないケースである。

また、一時期流行した催眠療法である回復記憶療法において、「抑圧された記憶 (Repressed Memory)」の存在を前提として、精神科医やセラピスト、カウンセラーから半ば強制的に過去の被害経験を証言するように要求された解離性障害・PTSDの女性たちが、無意識に「虚偽記憶 (False Memory)」を捏造し、ありもしないDV・暴力被害体験を証言し、かえって統合失調症・妄想性障害を発症するケースが多発した。

（母親が調理しているのを見て、「私の母親は日々このようにヒトや動物を殺して回っているから、私が母親を殺さなければならぬ」と確信するなど。）

解離性障害（「偽記憶症候群 (FMS)」と偽記憶症候群財団について）

<http://iwasakijunichi.net/seishin/kairi.html>

（二〇一八年七月十一日に追記：現在、『全集』に収録。）

これらの場合、「ヒトとその他の動物（有機体・有機物）」との区別がつかない」という病的な誤認・失認は「真性」のものである。ただし、この症状のメカニズムの説明としては、我々一般人でさえ、稀に心身の調子が悪いときなど何かの拍子に「魚もまた生き物である」などと思いついて、自分で引き起こしたまな板の上の「惨状」に驚愕し、一瞬調理の手が止まるような一過性の事態の延長線上にある、という説明しかなされないこともしばしばであるし、ヒトとそれ以外の動物どころか、生体と死体の区別さえ付かない症状が出るコタール症候群までもが、統合失調症圏の下位分類から大うつ病圏の下位分類に（厄介払いのように）押し込められる傾向にある現在では、なおさらそのような説明しかなされないのである。

しかしともかく、これだけでは、「なぜヒト（人間）を殺しては駄目で、他の動物は殺してよいと、我々ヒト（人間）は考えているのか」、「なぜ猫を殺しては駄目で、魚は殺してもよいと、我々ヒト（人間）は考えているのか」といった問いに、我々は的確に答えることができない。

つまり、魚を切り刻む妻を化け物だと思ふ妄想性障害患者たちと、佐世保の事件を起こした少女との間には、「ヒトかそれ以外の動物か」といった有機体の種類・カテゴリーの差異によって心因反応や愛着の

程度に差が出ない」という点で、何ら区別はないと言える。

従って、元は実存主義哲学出身の人間である私にとつての最初で最後の関心は、その同質性を破る性質が本事件に見出せるかどうか、この加害少女の性質が、私が出会ってきたこれらの統合失調症・妄想性障害者や解離性障害・PTSD 罹患者の持つ、「ヒトがどこまでも（社会的文脈での「人間」、「社会人」ではなく）動物種としてのヒトであろうとする能動的意志から来る極度の実存主義としての平等主義」であるかどうか、という点である。

本当にこの少女は、「妻のクッキングにも猫やヒトの解体と同じグロテスクさ」を発見し、「猫やヒトの解体にも妻のクッキングと同じ平然さ」を持つような、刑事責任能力を持ちようがない精神疾患者と、同質であるのだろうか。

あるいは、「この少女は、社会人である前に現存在としてこの世にハイデガーの言う被投性を持って実存しているヒトの姿に忠実であるだろうか」と言い換えてもよいと思う。

逆に、このことが本当に言えない限り、つまり、自分の妄想を妄想だと気づかないほどに圧倒的に被投性に従順であるということが言えない限り、刑事責任の一端を加害少女当人（類似の事件の加害少年・少女）が負ったほうがよいと私は考えるし、少年法も徐々に改正していくべきであるとも考える。

【注】メディアで報道されているような精神病質（サイコパス）は、精神病理学上は統合失調症・妄想性障害・大うつ病性障害・コ

タール症候群などと異なり、本来は精神障害ではなく、パーソナリティ（人格）障害の下位分類である統合失調型パーソナリティ障害や反社会性パーソナリティ障害の総称である。

ところが、日本の法律上は精神障害とされており、担当医科は精神科であつて、精神鑑定の結果、精神病質者は、統合失調症者などの法律上の他の精神障害者と同じく刑事責任能力を問われず、他のパーソナリティ障害者のみが刑事責任能力を問われる「不均衡なダブルスタンダード」を呈している。

従って、私の視点で言えば、日本の現行の少年法は、科学的にも哲学的にも重大な矛盾や誤謬を孕んでいる。以下にいくつかの事件について詳細を解説。

■類似の事件についての精神医学界・弁護側と検察・司法の見解の齟齬、および発達障害者の犯罪率の低さ

一般の定型発達者人口の犯罪率と比較して発達障害者の犯罪率がかなり低いことは、例えば参考文献に挙げた各家裁の生々しい会議事録からも分かるように、かなり知られてきてはいるが、それはともかく、ここで佐世保の事件と類似する過去の事件の加害少年に対する精神鑑定医の苦悩を見てみたい。

佐世保の事件の加害少女は十六歳であり、父親を殺害しようと金属バットで殴打したこともあつたようだが、「十六歳」・「金属バット」

と聞くと、十六歳の少年が実母を金属バットで殴り殺した二〇〇〇年の山口母親殺害事件を思い出す。類似の事件には、一九九七年の神戸連続児童殺傷事件もあり、今回のメディアの報道ではこちらしか取り上げられたことがないが、猟奇殺人犯の犯罪精神病理をあれこれと考える衝動を私に引き起こさせる事件という意味では、個人的にはどの事件も重要だと感じる。

山口の事件を起こした少年は、二〇〇六年にも大阪姉妹殺害事件を起こしたが、興味深いのは、このときの裁判で、裁判長は少年を「アスペルガー障害ないし広汎性発達障害である」とする精神鑑定を退けて「人格障害である」とする検察側の主張を採用している点である。人格障害の低位分類として適用されたのは、非（反）社会性人格障害、統合失調症質人格障害であり、これに性的倒錯のうちの性的サディズムが加えられた。

このときの検察や裁判長の、「猟奇的な純粋殺人を起こした者について、まず発達障害や知的障害を疑うのは不適切であり、パーソナリティーの問題を疑うことによって、少年にも刑事責任能力の一端を負わせるベクトルに時代を向ける」との態度は、普段から発達障害者や知的障害者の面倒を見、一般の定型発達の人々と比較したときの彼らの犯罪率の低さを知っている支援学校関係者や親からは、当時の確かな審判として受け入れられたようである。

ところが、精神科医は精神科医で、その「一般人口と比べた際の発達障害者の犯罪率の低さ」を知った上で、苦し紛れにこの猟奇殺人犯にも淡々と発達障害を診断したに違いないのである。

とりあえずは加害少年を守り更生させるといふ少年法の「精神」、そして精神病理学という（世論から独立独歩の立場をとる高度で超然とした）自分の畑を本能的に一律に守ろうとするがために、加害少年をとりあえず事件の猟奇性とは無関係に（生来の障害である）発達障害と診断・鑑定することで責任能力を任せまいとする精神科医たちと、少年法の「形式」は守りつつも、事件の猟奇性そのものや世論の動向の影響を少なからず受けて一定程度以上の懲罰を考へざるを得ない検察・裁判官との間の齟齬は、こうして醸成されてきたわけである。

このほか、二〇〇六年に起きた渋谷区短大生切断遺体事件の犯人の予備校生についても、精神鑑定において興味深いプロセスが踏まれている。

鑑定医は、予備校生について「生来のアスペルガー症候群や中学生時代の強迫性障害などを基盤とする、犯行時の解離性障害（とりわけ解離性同一性障害ないし多重人格障害）」を指摘し、妹の殺害・遺体解体は逮捕・起訴時の被告の人格とは別の人格が担っていたために責任能力はない旨を結論付け、メディアはこれを利用して発達障害と解離性障害と異常性癖とを結びつける報道をおこなった。

警察が、起訴時点での被告にそのような性的サディズムや遺体解体趣味が見られなかったと発表したことは、解離性同一性障害説の信憑性がある程度物語っているが、検察側の反応は皮肉で、鑑定医が被告の捜査段階の供述（家庭環境やパーソナリティーの問題から来る性的サディズムの要素が多分に見られる内容）を参照せず独自

の問診結果にのみ基づいてアスペルガー症候群を鑑定したことを批判した。

鑑定医としては当初、捜査段階における被告の後付けの供述を由来の発達障害の鑑定に反映させないことよって、「発達障害者による生まれ持った犯罪性の高さ」という誤った世論を扇動することを防ごうとしたようにも見え、それ自体は犯罪精神病理学的な態度として崇高なものに思えるが、裏を返せば、それが「発達障害を原因とする猟奇殺人犯の責任能力の欠如の仕方なさ」という判断につながったとも言える。

当然、発達障害児たちを日々見ている支援学校の教員たちには、鑑定医と弁護人の行動はかえって「発達障害と猟奇犯罪の結び付け」ととらえられたし、実際のところ、最もよく発達障害者の一挙一動を知っているこれらの現場のプロの中からは、この予備校生をアスペルガー症候群であると考える者はほとんど出なかった。要するに、アスペルガー症候群ではなかった可能性も残される結果となった。精神科医にとつて、発達障害の診断・鑑定が検察・司法権力に対して加害少年を守り抜くためのツールの一つとなっていることも、浮き彫りになった。

鑑定医も、妹に対する殺害・解体衝動をコントロールする脳機能が「発達障害のために」脆弱であったことが解離性同一性障害の発症と事件発生に影響した、との見解を捨てていない点では、警察・検察・裁判での判決内容と大きくは違っていない。しかし、判決は、先の山口のケースと同様に、犯罪の猟奇性を「生来の発達障害」

ではなく、（広義の神経症性障害の一種である）「解離性障害」に引き付けて下されており、「（被告は）自身が犯したような行為をしてはならない」という認識を十分に持っていた。アスペルガー障害の程度は責任能力に影響を及ぼすものではない。」と明言している。

こうして、検察側・司法は、被告少年の生来の発達の遅れを責任能力の欠如の口実としない「道を切り開くことになった」。

「発達障害者が猟奇犯罪を起こしやすいわけでもなく、また、一旦猟奇犯罪が起きたならば、犯人をまずは発達障害とはせず人格障害や神経症性障害とすることで責任の一端を少年にも負わせる」という器用な技巧が、検察・裁判官のほうに身に付き始めているのは興味深い。

今回の佐世保の事件についても、ほぼ同様の「迷走」が起きているようである。精神科医の中にも、一定の割合だけ必ず、このような少年少女を見たときに、まず「発達・学習の遅れ」を主張する医師がいるのはなぜだろうか。やはりそこには、殺人現場や昨今の少年少女の持つ底抜けの絶対的苦悩からあまりに遠く離れて超然とせんとする日本の精神鑑定の現状があるのではないだろうか。

今回の加害少女についても、事件前に「少女が人を殺すかもしれない」と警告した千里眼の精神科医は別にして、もし数人の精神科医が言う通り発達障害が診断されることになるならば、発達障害者に日常的に接している現場のプロの心持ちがそれで収まるとは考えがたく、検察・司法がその発達障害の鑑定を退けるか緩和するかしてパーソナリティーの障害に持つていくことで少年の責任能力を認

める、というややこしい事態がまた起きるかもしれない。注目である。

私自身は、少年犯罪の厳罰化を望んでいる人間の一人であるが、今ここで私が述べてみたいのは、精神鑑定医・弁護士と検察・司法権力のどちらが正しいかということではない。テレビでしか見たことがない加害少年について、テレビよりも中立的な情報が得られるネットを見たことがない精神科医たちが、テレビ向け、番組で隣に座っているアナウンサー・キャスター・コメンテーター向け、あるいは世論向けに、皮相浅薄な「発達の遅れ」論や「発達・学習障害」論を言ってしまう現在の現状では、過去の精神科医・弁護士と検察・司法の間で展開されてきた泥沼の前例を見る限り、責任能力を一定程度認めることができる「加害少年のパーソナリティーの議論」へと意外に容易に移行する可能性があるだろうということである。

(一)へ続く

## 第二章 佐世保女子高生殺害事件についての私見・「人は、人になったヒトである」ことをとらえ損ね続ける日本の「親切的」精神鑑定の現状(二)

二〇一四年八月八日 起筆、搁筆、公開

目次

(一)

■世論と精神病理学界の苦悩と迷走、皮肉にもまた始まる

■ヒトとそれ以外の動物、生体と死体の区別が付かない既知の精神障害

■類似の事件についての精神医学界・弁護士と検察・司法の見解の齟齬、および発達障害者の犯罪率の低さ

(二)

■「我、ヒトに属す」というヒトのプロトアイデンティティ

■日本の精神鑑定の親切さの問題点

■参考文献

(一)から続く

■「我、ヒトに属す」というヒトのプロトアイデンティティ

生態学者の今西錦司によれば、ヒトに限らず、どの生物・有機体も、「自分がどの種に属するか」を先験的に知っており、このような性質を彼は「プロトアイデンティティ(原帰属性)」と呼んでいる。今西自身や、今西に私淑している私のような彼の愛読者は、先述の

ような、「なぜヒト（人間）を殺しては駄目で、他の動物は殺してよいと、我々ヒト（人間）は考えているのか」、「なぜ猫を殺しては駄目で、魚は殺してもよいと、我々ヒト（人間）は考えているのか」といった問いに対しては、まず仮に、「殺害対象となり得る各有機体に対する自分自身の殺害行動への忌避感情は、我々ヒト自身のプロトアイデンティティが決定づけているから」と答えることになる。

このブログ内の今西錦司の紹介記事

<https://iwasakjunichi.net/iwasaki-ningengaku-blog/46134491.html>

（二〇一八年七月十一日に追記：現在、『全集』に収録。）

すなわち、「魚を殺して食べることが平常心で可能であるのに、猫やヒトについては忌避されるという感情や、ある動植物のみを食用としたく感じ他の動植物は食用としたくないと感じる感情は、先験的に我々自身が持っているものであるから、ヒトの教育や生活、文化、法律、政策などというものは、ヒトのプロトアイデンティティに反しないように実施する時に最も正確なものとなる」とするものである。

ところが、文化間や宗教間の相容れない差異、例えば、ある文化・宗教では牛を殺して食べてよいのに他ではそれは悪行であるとされるような、ヒトという同種間での極端な差異というものは、これだけでは説明できないし、文化や宗教がプロトアイデンティティに先

立つてあるのか、後付けのものであるのかについては、今西は見解をはっきりせずにこの世を去った気が私はしている。

ここで改めて、私などは和辻哲郎の人間学・倫理学としての風土論などを思い起こすわけで、この場合、「文化や宗教（その土地でいかなるそれらが発祥・展開するか）は、いずれも風土（土壌、咲いている花、生えている木など、かなり生態学的・考古学的かつ即物的な意味でさえある）が決定づける」と考え、かつ「文化や宗教は、ヒトのプロトアイデンティティを侵食してそれら自体がプロトアイデンティティ化するほどに、低次の本能にだれ込んでいる」という見解を取る。

これによって、「猫やヒト（人間）を殺すことはヒト（人間）として頭がどうかしている」などといった言明が（自然災害を鎮めるための生贄や人柱の風習や、戦国時代のような形での親子の殺し合いが過去のものとなった）近代西洋や現代日本でしか通用せず、「鯨を殺す日本人は近代人としてどうかしている」という強硬な環境保護団体のシーシェパードやグリーンピースなどによる声明が一部の西洋人には通用するが日本では通用しない現状を、説明しようとするわけなので、今西よりも私のほうが、比較文化的な人間、いや、それ以上に文化心理学的な人間でさえあることは間違いないと思っただけだった。

また、今西進化論の全体にプロトアイデンティティ論を位置づけて考えてみると、今西のプロトアイデンティティ論は、極めて「離散数理的」であり、「量子論的」なのである。つまり、ある種の有機

体Aが、自らを種Aと種Bの間にいるとするアイデンティティを持ったり、種Bと種Cの間にいるとするアイデンティティを持ったりすることはなく、それぞれの種という「飛び飛び」の特異点にアイデンティティが集約されるというのである。

つまり、今西にとつては、あるヒトが自分を本当はヒトとチンパンジーの間の動物ではないかと迷い、ある日突然、職場をやめてジャンルに住み始めるような事態は、存在しないのである。この点、今西は、先述のような、自分自身や自分の配偶者が属する動物種が不明になる症状を呈する重度の妄想性の精神障害者の存在をあまり知らなかったと思われる。

しかし、いずれにしても、今回の佐世保の事件のようなケースで、今西理論は力を発揮するのではないかと思う。なぜなら、「自らがヒトに属している意識が希薄であるかどうかを、刑事責任能力の有無の判断に直結させる」新たな道を開くからである。

この考え方によれば、精神鑑定で精神障害があると鑑定されても、プロトアイデンティティが確認できる限り、少年法を大幅に改正したり、少年にもそれなりの刑罰を与えたりすることができる可能性が広がるからである。むしろ、それは、真性・重度の（しかも殺人事件さえ起こしたことがない）妄想性障害者を守ることになる。

従って、先述の「その同質性を破る性質が本事件に見出せるかどうか」を主眼として今後この事件について私が見ていこうと考えているのは、（とりあえず、文化的・宗教的な差異は横に置き、現代の日本や欧米の非常に高次な人権・動物愛護意識において考えるとす

ると、この少女がいったいヒトとしてのプロトアイデンティティが欠落した子であるのかそうでないのか、という点である。

もし今回の事件を起こした少女に、プロトアイデンティティの欠落、つまり本当に「自分がある種の有機体に属し、ある種の有機体を殺してはならず、別のある種の有機体は殺してもよい、ということの分からなさ」に陥っているとすれば、それは先にも挙げたように、すでにいくらかでも類似の前例のある真性の精神病理の範疇の問題であり、途端に勸善懲惡の判断が反転して先述の「妻を化け物と見、魚への強度の思いやりを発揮する、極端に平等主義的・涅槃的な善人」と同じになってしまふ可能性があるし、それをもって初めて、人は人に対して「刑事責任能力がない（責任を取る必要がない）」と言うべきだと私は思う。

しかしながら、実際には、「友人の給食に漂白剤を混入 ↓ 実母の殺害を計画して何とか思いとどまる ↓ 猫を殺害・解体 ↓ 実父の殺害を計画、金属バットで殴打 ↓ 友人を殺害・解体」という段階を踏んでいる点や、「思いとどまる」力を備えている点が、プロトアイデンティティの欠落は存在しないこと、すなわち、精神科医がテレビ向け、番組で隣に座っているアナウンサー・キャスター・コメンテーター向けに発言したような発達・学習の遅れでもなければ、統合失調症でも大うつ病性障害でもなく、過去の類似事件の少年たちに下された各パーソナリティーの問題であることを物語っているように思う。



■日本の精神鑑定の親切さの問題点

こうして見てくると、現行の日本の精神鑑定システムや司法システムは、今西理論に照らせば、「プロトアイデンティティがあっても、“発達の遅れがある”と精神科医に言わしめた犯罪者は、おしなべて刑罰を免れることができる」システムになっているがために、「発達障害者の犯罪率（猟奇殺人犯罪率）が定型発達者に比べて高いのではなく（むしろ統計上は有意なまでに低く）、発達障害者の中にも稀に犯罪を犯す者がいる、ということのみである」という意識と、「発達障害者であるか否かにかかわらず、（たとえ発達障害の少年少女であっても）、猟奇殺人を犯した者には刑罰を与える」という意識は、私のような個人が持ち、私のような個人の中で何の矛盾もなく感じられる現状があるのみで、日本社会全体としては共存しがたい。しかも、その原因の一つが、「猟奇殺人の原因を加害少年の生来の発達障害の問題とすることで少年の更生に賭け、少年の人生と少年法の精神を守るという、精神鑑定医の過度の思いやり」から来ているということが、日本独特の問題を浮き彫りにしているように思う。これによって、「発達障害者は猟奇殺人を犯しやすいという、うっすらとした世論が誤って形成される一方で、その世論とはさらに別に、精神鑑定医が加害者の責任能力欠如の主張や減刑のために加害者を発達障害認定する」という悪しき風潮が生まれることになる。そもそも、その「加害者は発達障害である」という診断を疑ったは

うがよい場合があるとは、悲しいことである。

私自身は、「過去に少しでも殺人の兆候があり、かつ殺人を思いとどまるという経験をしている者は、プロトアイデンティティを有していると考えられるから、少年であっても、殺人を犯した場合、責任能力を認めて刑罰を科すことができるように法改正すべきである」と考える人間だということになる。その根拠として、精神病理学が展開する発達障害論に見られる、犯人の更生を前提とする進化論ではなく、今西進化論に代表されるような、「我、ヒトに属す。ゆえに我、何を成しうるか」というプロトアイデンティティ論を採りたく思うのである。

そうである以上、ヒトのプロトアイデンティティに基づいて起りうることについての勧善懲悪は、原理的に不可能でありつつ、近代法的に可能であることになるので、例えば、被害者遺族による犯人への復讐殺人などは、私は原理的に肯定していながら、近代法的には加害者と同様の殺人行為と見なすほかない厳罰主義者でもあり得ることになる。

従って、もし仮に私が裁判員になったとしたら、この佐世保事件の加害少女のような若年の殺人者への対応を考える際には、何らかの被害体験を契機として真にプロトアイデンティティが欠落したために妄想を妄想と分からなくなった先述の統合失調症者や解離性障害者のためにも、それらの人たちの落差を付けて考えることになると思う。

「日本でも猟奇殺人事件は起きているが、私の周りでは起きない。

（遠い話である。）」

このような、あまりに平和な国に暮らしているがゆえに自分本位になってしまっている（私も含めた）日本人の基本的な思考法が、この佐世保の事件についてどのような世論を形成していくのか、過去の事例と同様になるのか、注目したいと思う。

#### ■参考文献

- 『今西錦司全集 増補版』今西錦司、講談社、1993-94
- 『生物社会の論理』、『人間以前の社会』、『人間社会の形成』、『ダーウィン論』、『主体性の進化論』、『自然学の提唱』、『自然学の展開』
- 『風土 人間学的考察』和辻哲郎、岩波文庫、1979
- 『存在と時間』ハイデガー、細谷貞雄訳、筑摩書房、1994
- 平成17年度福島家庭裁判所委員会議事録概要 平成17年5月30日  
[http://www.courts.go.jp/fukushima/vcms\\_lf/105203.pdf](http://www.courts.go.jp/fukushima/vcms_lf/105203.pdf)
- 平成18年度福島家庭裁判所委員会議事概要 平成18年11月20日  
[http://www.courts.go.jp/fukushima/vcms\\_lf/105205.pdf](http://www.courts.go.jp/fukushima/vcms_lf/105205.pdf)
- 平成19年度和歌山家庭裁判所委員会議事概要（第1回）平成19年1月24日  
[http://www.courts.go.jp/wakayama/vcms\\_lf/10402009.pdf](http://www.courts.go.jp/wakayama/vcms_lf/10402009.pdf)
- 京都家庭裁判所委員会議事内容 平成19年11月22日  
[http://www.courts.go.jp/kyoto/vcms\\_lf/204007.pdf](http://www.courts.go.jp/kyoto/vcms_lf/204007.pdf)
- 富山家庭裁判所委員会（第10回）議事概要 平成19年12月13日  
[http://www.courts.go.jp/toyama/vcms\\_lf/104026.pdf](http://www.courts.go.jp/toyama/vcms_lf/104026.pdf)
- 札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（平成22年2月15日開催）議事概要  
[http://www.courts.go.jp/sapporo/vcms\\_lf/204013.pdf](http://www.courts.go.jp/sapporo/vcms_lf/204013.pdf)
- 平成24年度第2回宇都宮家庭裁判所委員会議事概要 平成24年12月19日  
[http://www.courts.go.jp/utsunomiya/vcms\\_lf/ka20121219.pdf](http://www.courts.go.jp/utsunomiya/vcms_lf/ka20121219.pdf)
- 奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会議事概要平成25年9月27日  
[http://www.courts.go.jp/nara/vcms\\_lf/250927gijigaiyou.pdf](http://www.courts.go.jp/nara/vcms_lf/250927gijigaiyou.pdf)
- 「裁判員経験者の意見交換会」議事要録 平成25年11月22日  
[http://www.courts.go.jp/shizuoka/vcms\\_lf/251122ikenkoukanikai-gijiroku.pdf](http://www.courts.go.jp/shizuoka/vcms_lf/251122ikenkoukanikai-gijiroku.pdf)
- 山口家庭裁判所委員会議事録概要 平成26年3月3日  
[http://www.courts.go.jp/yamaguchi/vcms\\_lf/260303.pdf](http://www.courts.go.jp/yamaguchi/vcms_lf/260303.pdf)
- International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems 10th Revision (ICD-10) Version for 2010 (Online Version)". Apps.who.int. Retrieved on 2013-04-16.
- WHO (2010) ICD-10: Clinical descriptions and diagnostic

guidelines: Disorders of adult personality and behavior

American Psychiatric Association (2000). Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (4th ed., text revision). Washington, DC: American Psychiatric Publishing.

American Psychiatric Association (2013). Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (5th ed.). Arlington, VA: American Psychiatric Publishing.

"Intellectual developmental disorders: towards a new name, definition and framework for "mental retardation/intellectual disability" in ICD-11". World Psychiatry 3 (10): 175-180. October 2011.

『ICD-10 精神および行動の障害―臨床記述と診断ガイドライン（新訂版）』 監訳：融道男／中根允文／小見山実／岡崎祐士／大久保善朗、医学書院、二〇〇五年十一月

『DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引・新訂版』 訳：高橋三郎／大野裕／染矢俊幸、医学書院、二〇〇三年八月

## 第二部 違法薬物&暴力団&新宗教

二〇一六年三月十九日 起筆、擱筆、公開



日本の危険ドラッグ・指定薬物使用者の裏サイトで「共感覚」の語がはつきりと確認できるようになったのが、二〇一一年。大学・研究機関における共感覚者・共感覚研究者の世界でついに危険ドラッグ・指定薬物使用者に出くわしたのが、二〇一三年。

私は、刑法犯罪にしても薬物犯罪にしても相当な厳罰主義者であるし、どうやら「人の目を見れば分かる」という直観は人一倍あるらしい。目の利く警察は、車の走りを見ただけでドライバーが薬をやっているかどうか分かるらしいが、ある人の共感覚が、生得的な身体と感性だけをもって生じた共感覚か、体内で生成されない何

物を摂取して生じた共感覚かくらいは、何となく目と挙動で分かる。

と言いつつ、今回のションK氏の学歴詐称は全く分からなかった私なのであった。佐村河内守のゴーストライター問題の時も、小保方晴子のSTAP論文の時も、やや胡散臭いとは思いつつも、結局は分からなかった。共通しているのは、これらの人々には現実には会ったことがないという点。つまり、体臭とまではいかなくとも、本人の身体から実際に漂ってくる化学物質の微妙な違いなども含めて、私は人の虚構を嗅ぎ取っているということなのだろう。

それはともかく、覚醒剤使用者と麻薬使用者は、まだ共感覚界では見たことはなく、危険ドラッグ使用者のみだが、こういうものは、時間の問題でバレるか、あるいは、すでに使用者がいながら周囲の人々の洞察力の欠如によりバレていないだけだ。本当にまじめに共感覚を研究したいなら、教員、研究者、学生の浄化が必要だ。共感覚を得たいと思って違法薬物に手を出している人が周りに一人もいないという考えの持ち主がいるとしたら、それは時代と社会を見ていない浅はかな教養から出るものだ。

時々、「大麻くらいなら、タバコよりも安全だから、やってもいいと思う」という共感覚者もいるし、大麻合法化の支持者も大学レベルの共感覚研究者に結構いるのだが、「生理学的安全性」と「倫理道徳的善」と「合法性」と「日本の思想風土への適合性」とは全て異なっていることに注意すべきである。

大麻や売春を、欧米、特にアメリカの一部の州やオランダのよう

に、日本でも合法化したとして、日本人が突然欧米人気質になってそれらを運用できるわけではない。

それに、カント哲学の普遍的律法に裏付けられるべき「善のための善」でさえ、違法薬物や殺人や売春を肯定も否定もできない。法的にアウトであるものは徹底的に法的にアウトであるべきであって、医学的安全性や崇高な倫理的善とは異質であるからこそ、違法薬物に手を出した人物については、例え目上の人物であろうと問答無用で公安・警察に突き出すべきだと私は考えている。

このあたりは、今回の清原和博被告についても同じことを思った。清原被告のような男は法的・社会的制裁を受け、スポーツ界から永久に追放されるべきだという主義主張と、清原被告（清原少年）の極度に優しく脆い性格や生い立ち・悪運への理解とは、私個人としては全く矛盾していない。

清原被告の出身校のPL学園は、PL（パーフェクトリバティ）教団が母体だが、清原被告は、パーフェクトなりバティ（完全なる自由）、「真の自由」を「覚醒剤の自由な使用」という直球ホームランで実践した点において、「生の哲学」畑の私からすれば、清原被告自身の実存から生じた虚無についての被告のこれまでの超克方法に関心がある。

無論、虚無の超克方法の能動性・創造性が清原被告には欠如しているとは思いますが、カント的律法やベルクソンの「生の飛躍」は、桑田よりもむしろ清原にあるというのが私の考え方で、清原の理性はカント的だが、桑田の理性はあくまでも本能に対するそれだ。現代

日本社会において良い評判と高い社会的地位とを獲得できる処世術を持つているのは、後者のほうなのだろう。

それにしても、怪しい薬を使って自身が仏陀やキリストの再臨であると謳う新宗教団体の教祖たちと違って、清原被告個人の手法は、パーフェクトなりバテイであることだけは間違いない。

ともかく私は、共感覚それ自体の研究ではなく、共感覚を巡る日本人の動きを観察するべく、日本共感覚関連動向調査会、そして日本共感覚研究会とサークルを運営してきた。ただし、サークルの実状は、調査会の時のままで、ほぼ私のサイトから派生した他の傘下サークルと変わらず、「やはり岩崎さんは、独自路線を貫いて、岩崎サークル群を形成するべき」というご意見の方が多かったので、「日本」という名も大げさかなとは思っている。未だに日本共感覚協会と日本共感覚研究会を間違える人がいるのも、かなり困っている。

ただし、私は無論、公安・警察でも何でもないから、「岩崎さんみたいなイケてる共感覚を得るには、どうすればいいですか？」という怪しい問い合わせに、あくまでも私人として目を光らせるばかりだ。とりあえず、私の共感覚はイケてるらしい。しかし、この分野については、清原和博被告やASKAがその道のプロなので、そちらに尋ねてほしいところだ。

そもそも、覚醒剤と麻薬と危険ドラッグと指定薬物の定義をもっと広げつつ厳格にしなければ、いたちごっこになるだけだ。

最近では、違法薬物の親友である暴力団の動きも慌しい。とりわけ、山口組と神戸山口組の抗争が目立ってきた。

私の地元岡山県内の山口組系二次・三次団体は、ほとんどが神戸側に移ったようである。と言っても、以前から岡山山口組陣（池田組、熊本組など）は反六代目の色が濃かったが、つまりは、山口組の「名古屋化」を嫌っているようである。

「あらゆる違法薬物の現状や暴力団の情勢や新宗教の動向を、他の社会情勢と同様、知識として徹底的に得て、かつ自らはそれらにいずれにも手を出さなければ属もしない生き方」

私としては、これが自分の生き方だし、これを最期まで貫徹できた男を「任侠道」を全うした男と言うのだと考えているが、山口組も神戸山口組も、清原和博被告もそうは考えておらず、小学校の通学路のそばで発砲したり車で家突っ込んだり、覚醒剤に手を出したりしている。世の中には色々な思想・信条や任侠・義侠があるから、致し方がないのである。

しかし、どこかに真の任侠道・義侠道があるという気がする。

#### 【画像出典】

脱法ドラッグ (Wikipedia)

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%84%B1%E6%B3%95%E3%83%89%E3%83%A9%E3%83%83%E3%82%B0>

### 第三部 【大麻取締法違反】高樹沙耶容疑者の逮捕と日本の共感

覚者・共感覚研究者界限

二〇一六年十一月二十一日 起筆、擱筆、公開

石垣島で男性らと大麻パーティー村を築いていた元女優の高樹沙耶容疑者が逮捕されて以来、色々な学識者や謎の薬物評論家たちがコメントを述べているが、日本の共感覚者・共感覚研究者界限でも賛否両論あるようである。むしろ、共感覚者・共感覚研究者の間では、高樹沙耶容疑者の思想に賛同する立場は結構多く、元より大麻合法化を主張する人も少なくない。

そうなるも当然、それは「大麻合法化論者である共感覚者」なのではなく、「大麻によって得た共感覚を、生得的にまたは自力で得た共感覚と詐称または誤解して、大学・医療などの研究に研究者・医者・被験者として潜り込んでいる人物」である可能性が出てくるので、その研究自体が疑わしくなるし、まじめな共感覚者たちからすれば迷惑な話である。

共感覚をまじめに「科学」しようと思うなら、日本の薬物関連犯罪の現状に鑑みて、自ら共感覚者を主張する被験者に薬物検査を実施し、非薬物性の共感覚と薬物性の共感覚とを分けて研究しなければどうしようもないにもかかわらず、目の前の被験者を最初から非薬物性の共感覚者だと見なしている点に、私などは非科学性を感じてしまう。今回も、高樹沙耶容疑者の表向きの政治的主張は「医療

大麻の普及」であり、大麻パーティー村の表向きの姿は「医療大麻の普及のための研究施設」であった。

私は、日本の共感覚界限や薬物・幻覚研究界限のこういう態度が摩訶不思議というか、嫌悪感を覚えるところであるので、今後とも様子見をしながら批判的に関わっていくことになるだろう。

私は、ほぼ個人活動で（日本共感覚研究会として数名の方に協力いただきながら）、下記のような資料を作成・公開している。もちろん、違法薬物の使用を検討している日本人への情報提供が目的ではなく、日本の違法薬物蔓延の現状に警鐘を鳴らすためである。私としては、「現代日本は現代日本の薬物観や植物学観、法学観で動くべきで、普通に薬物を摂取して薬物共感覚パーティーや幻覚実験を楽しんだり、共感覚論文を量産したりしているオランダやアメリカの一部の州の価値観に追従する必要はない」という考えを提示し、高樹沙耶容疑者のような人物が日本の共感覚者・共感覚研究者から出ないように願っている。

日本人であれば、例えば「茶道それ自体が、心身の薬でもあり、共感覚的大宇宙である」という哲学論文でも書いて世界に提示すればよいというのが、私の考えであることに変わりはない。

「麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ・指定薬物等による共感覚の出現の知見の有無と当該薬物の国際条約及び世界各国・日本国の法令等における扱いとの対応表」

<http://iwasakijunichi.net/jssg/hokokusho/hokokusho4.pdf>

（二〇一八年七月十一日に追記：現在、『全集』に収録。）

大麻に関して言えば、現在はオランダ、ウルグアイ、バングラデシュの全土で合法であり、アメリカはワシントン州、コロラド州など西部地域で合法の傾向にある。最も規制が緩いのがオランダで、他の合法国・地域ではマフィアなどの裏社会やスラム街の治安悪化などが絡んでいるのに対して、オランダでは一般白人の男女やLGBTの人々が普通に使用している。大麻が世界的に合法化されつつあるのは、多くの場合、麻薬犯罪組織などがどんどん裏社会へと隠れないようにするための措置なのであるが、オランダは（その価値観の善し悪しは横に置くとして）もはやそういう国ではなくなっている。

オランダは、大麻や売春、それらを伴う限定的なパーティーの開催（いずれも合法）についての根本的な考えが、その是非は別にし、日本や東洋とは異なっているわけであって、高樹沙耶容疑者のように、多くの日本人の価値観とは異なるオランダの主張を日本の国会議員選挙でされても、日本人の価値観がそちらに流れるはずはないのであった。

オランダでは、例えば、運転免許講習や女性警官採用試験、料理人資格や家政婦採用などにあたり、「試験官（男性）側が受験女性に対して、講習料・試験料免除の代わりに買春を持ちかけ、女性が了承すること」は双方が合法であるが、「女性側から試験官に対して、売春するから講習料・試験料を免除するよう持ちかけ、試験官が了

承すること」は双方が違法である。

こういった価値観は、少なくともオランダ国民の意見であるのみならず、政府・国会・裁判所が表明している公式の見解でもある。日本人の私には意味不明であるが、すでにいくつかの技能講習については、法案が通り、「一部の公的資格の教官による受講者・受験者に対する買春の提案および買春実行の主導による講習料の完全免除」がオランダでは合法化されている。

（買春を主導せず、売春の形に誘導した場合はアウト。）

オランダ政府の公式見解に忠実に書くと、「運転免許講習など技能の教授を主目的とする講習所や専門学校などの技能教授者（男性とする）に対し受講者（女性とする）側が負担すべき受講料について、金銭の代わりに性的活動（女性の身体の提供）によってその支払いとすることが、男女共に合法であるためには、女性の身体の提供を技能教授者である男性が主導的に提案し、持ちかけた場合に限る。受講者の女性がこれを持ちかけた場合にこれが違法であることは、論を待たない。女性が技能教授者で男性が受講者であるならば、当然女性がこれ（性的活動による受講料の免除）を持ちかけた場合のみ、合法である。」だそうである。

今やゲルマン系オランダ白人にとって、家族や友人やLGBTどうしで大麻パーティーを楽しむことも、自由と平等と高い人権意識の表れだそうだが、一方で死刑には断固反対の立場が多く（死刑は廃止済み）、死刑存置論者が八割を占める日本の状況や、日本の殺人事件の被害者遺族が犯人に極刑を求める感情については、キリスト教

的絶対悪と区別がつかないようである。

このような価値観を持ったオランダや一部のアメリカの州の研究者・被験者が実施した薬物共感覚実験や薬物幻覚実験（大麻セックス実験など）が、日本の学術界の中でそれと比較対照できるわけではない（そもそもそのような研究・実験は日本では法的に不可能である）のは、自明である。

それにしても、ゲートウェイドラッグ（他の強力な薬物への入口）として大麻に手を出している日本人が集まりやすい怪しい場の一つとして、今や共感覚の世界は挙げざるを得ないと言える。彼らは、オランダ、ウルグアイ、バングラデシュ、一部のアメリカの州の若者が味わっている「薬物共感覚」をどうして日本では合法的に味わえないのか、という不満な本心を、いかにも正当で綺麗な「医療大麻」や「共感覚研究」などの語に置き換え、隠そうとしているわけで、そういった人物や団体はこの世界ではそこかしこに散見される。ここから先、様々な麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ、指定薬物へと手を出していくおそれがあるわけである。

私は、日本の研究者は日本の研究者らしい共感覚研究や薬物・植物学研究を確立すべきだと考えるが、高い確率でそうはならないだろう。

← 日本共感覚研究会のその他の報告書はこちら

<http://iwasakijunichi.net/jssg/hokokusho.html>

（二〇一八年七月十一日に追記：現在、『全集』に収録。）